

平成25年

三重県議会定例会会議録

(9 月 13 日)
(第 20 号)

第20号
9月13日

平成25年

三重県議会定例会会議録

第 20 号

○平成25年9月13日（金曜日）

紹 介

○議長（山本 勝） 開議に先立ち、去る7月29日に任命されました田中彩子公安委員会委員並びに岡喜理夫人事委員会委員を御紹介いたします。

〔田中委員、岡委員の順で入場〕

○議長（山本 勝） それでは、田中彩子公安委員会委員、御挨拶願います。

○公安委員会委員（田中彩子） おはようございます。

このたび、三重県公安委員会委員に御選任を賜りました田中彩子でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。（拍手）

○議長（山本 勝） 次に、岡喜理夫人事委員会委員、御挨拶願います。

○人事委員会委員（岡 喜理夫） おはようございます。

人事委員会委員に御選任を賜りました岡喜理夫でございます。どうかよろしく御指導をお願いいたします。（拍手）

○議長（山本 勝） 以上で紹介を終わります。

〔田中委員、岡委員退場〕

議事日程（第20号）

平成25年9月13日（金）午前10時開議

第 1 議案第128号から議案第140号まで並びに認定第1号から認定第4号まで

〔提案説明〕

第 2 議提議案第9号

[採決]

第3 常任委員会の調査事項に関する報告の件

会議に付した事件

- 日程第1 議案第128号から議案第140号まで並びに認定第1号から認定第4号まで
- 日程第2 議提議案第9号
- 日程第3 常任委員会の調査事項に関する報告の件
-

会議に出欠席の議員氏名

出席議員 48名

1	番	下野	幸助
2	番	田中	智也
3	番	藤根	正典
4	番	小島	智子
5	番	彦坂	公之
6	番	粟野	仁博
7	番	石田	成生
8	番	大久保	孝栄
9	番	東	豊
10	番	中西	勇
11	番	濱井	初男
12	番	吉川	新
13	番	長田	隆尚
14	番	津村	衛
15	番	森野	真治
16	番	水谷	正美
17	番	杉本	熊野

18	番	中	村	欣一郎
19	番	小	野	欽市
20	番	小	林	聡人
21	番	小	林	正人
22	番	奥	野	英介
23	番	中	川	康洋
24	番	今	井	智広
25	番	藤	田	宜三
26	番	後	藤	健一
28	番	笹	井	健司
29	番	稻	垣	昭義
30	番	北	川	裕之
31	番	館		直人
32	番	服	部	富男
33	番	津	田	健児
34	番	中	嶋	年規
35	番	青	木	謙順
36	番	中	森	博文
37	番	前	野	和美
38	番	水	谷	隆
39	番	日	沖	正信
40	番	前	田	剛志
41	番	舟	橋	裕幸
43	番	三	谷	哲央
44	番	中	村	進一
45	番	岩	田	隆嘉
46	番	貝	増	吉郎
47	番	山	本	勝

49	番	山	本	教	和
50	番	西	場	信	行
51	番	中	川	正	美
欠席議員	2名				
27	番	辻		三	千宣
48	番	永	田	正	巳
(52	番	欠			員)
(42	番	欠			番)

職務のため出席した事務局職員の職氏名

事務局長		林		敏	一
書記（事務局次長）		青	木	正	晴
書記（議事課長）		米	田	昌	司
書記（企画法務課長）		野	口	幸	彦
書記（議事課課長補佐兼班長）		西	塔	裕	行
書記（議事課主幹）		加	藤		元
書記（議事課主査）		村	山	ト	モエ

会議に出席した説明員の職氏名

知事		鈴	木	英	敬
副知事		石	垣	英	一
副知事		植	田		隆
危機管理統括監		渡	邊	信	一郎
総務部長		稲	垣	清	文

午前10時0分開議

開 議

○議長（山本 勝） ただいまから本日の会議を開きます。

諸 報 告

○議長（山本 勝） 日程に入るに先立ち、報告いたします。

議案第128号から議案第140号まで、報告第46号から報告第66号まで、並びに認定第1号から認定第4号までは、さきに配付いたしました。

なお、認定議案につきましては、地方公営企業法第30条に定める書類及び監査委員の審査意見並びに地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条に定める監査委員の審査意見がつけられております。

次に、議提議案第9号は、さきに配付いたしました。

次に、県の出資等に係る法人の経営状況に関する説明書につきましては、さきに配付いたしました。

次に、地方独立行政法人法第28条第5項の規定により、公立大学法人三重県立看護大学の平成24年度業務実績に関する評価結果及び地方独立行政法人三重県立総合医療センターの平成24年度業務実績に関する評価結果が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、県の出資法人への関わり方の基本的事項を定める条例の規定により、県の主要出資法人等に係る経営状況等の審査及び評価の結果に関する報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の規定により、予算に関する補助金等に係る資料及び年次報告が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、三重県地域づくり推進条例の規定に基づく実施状況報告書、三重県男女共同参画推進条例の規定に基づく年次報告、子どもを虐待から守る条例の規定に基づく年次報告書、三重の森林づくり条例の規定に基づく実施状況報告書、三重県食の安全・安心の確保に関する条例の規定に基づく年次報告書及びみえの観光振興に関する条例の規定に基づく年次報告書が提出されましたので、さきに配付いたしました。

次に、例月出納検査報告3件並びにこれまでに採択いたしました請願のう

ち、その処理経過及び結果の報告を求めたものについて、請願・陳情処理経過一覧表が提出されましたので、それぞれお手元に配付いたしました。

以上で報告を終わります。

追加提出議案件名

- 議案第128号 平成25年度三重県一般会計補正予算（第4号）
- 議案第129号 平成25年度三重県病院事業会計補正予算（第2号）
- 議案第130号 地方税法第三十七条の二第一項第四号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例案
- 議案第131号 三重県河川流水占用料等徴収条例の一部を改正する条例案
- 議案第132号 三重県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例案
- 議案第133号 三重県営住宅条例の一部を改正する条例案
- 議案第134号 工事請負契約について（一般国道477号四日市湯の山道路道路改良（吉沢高架橋（仮称）上部工）工事）
- 議案第135号 工事請負契約について（一級河川木津川河川改修（松之本井堰下部工）工事）
- 議案第136号 工事請負契約について（中勢沿岸流域下水道（志登茂川処理区）志登茂川幹線（第1工区）管渠工事）
- 議案第137号 財産の取得について
- 議案第138号 県道の路線廃止について
- 議案第139号 損害賠償の額の決定について
- 議案第140号 平成24年度三重県工業用水道事業会計未処分利益剰余金の処分について
- 認定第1号 平成24年度三重県水道事業決算
- 認定第2号 平成24年度三重県工業用水道事業決算
- 認定第3号 平成24年度三重県電気事業決算
- 認定第4号 平成24年度三重県病院事業決算

議提議案第9号 三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例
の一部を改正する条例案

議提議案第9号

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正
する条例案

右提出する。

平成25年9月6日

提出者 議会運営委員長 中 森 博 文

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部
を改正する条例

三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例（平成十五年三重
県条例第三十一号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「遅滞なく、その交付の決定の後招集される定例会におい
て」を「おおむね六月に一回、」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前にこの条例による改正前の三重県における補助金等
の基本的な在り方等に関する条例（次項において「旧条例」という。）第六
条第一項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により知事が
議会に提出しなければならないとされた交付決定実績調書のうち提出されて
いないもの（次項において「提出されていない交付決定実績調書」とい
う。）については、この条例による改正後の三重県における補助金等の基本
的な在り方等に関する条例第六条第三項（同条第四項において準用する場
合を含む。）の規定を適用する。

3 前項の規定にかかわらず、提出されていない交付決定実績調書のうち、平成二十五年八月三十一日までに行われた補助金等（旧条例第二条第一項に規定する補助金等をいう。）の交付の決定又は交付の決定の変更に係るものについては、この条例の施行後速やかに議会に提出されるものとする。

提案理由

交付決定実績調書に関する規定について、所要の改正を行う必要がある。これが、この議案を提出する理由である。

追 加 議 案 の 上 程

○議長（山本 勝） 日程第1、議案第128号から議案第140号まで並びに認定第1号から認定第4号までを一括して議題といたします。

提 案 説 明

○議長（山本 勝） 提出者の説明を求めます。鈴木英敬知事。

〔鈴木英敬知事登壇〕

○知事（鈴木英敬） おはようございます。

それでは、平成25年定例会9月定例会の議案等の説明に先立ちまして、当面の県政運営に当たっての私の考え方を申し述べます。

去る7月21日に実施された第23回参議院議員通常選挙の結果、与党の自由民主党及び公明党が参議院でも過半数を得て、いわゆるねじれが解消されました。これにより、安定感のある国会運営がなされ、スピード感を持って政策が実行されることを期待しています。

いわゆるアベノミクスの3本の矢が順次実行に移され、各種調査では、製造業を中心に景況感が高まり、完全失業率が3%台に低下するなど、景気が回復基調にあることがうかがえます。経済政策については、持続的な経済発展に道筋をつける取組に全力を挙げていただき、地方に景気回復の実感をもたらされることを大いに期待しています。

また、8月30日に締め切られた国の平成26年度予算概算要求は、総額で約99.2兆円となり、防災対策や成長戦略など重点政策に設けられた新しい日本のための優先課題推進枠には約3.5兆円が要望されています。さらに、今後、企業の設備投資を促す減税策などを含む成長戦略の第2弾が打ち出される予定です。

三重県では、平成24年にみえ産業振興戦略を策定して地域の成長戦略を示すとともに、みえ産業振興戦略アドバイザーボードを設置して、雇用経済情勢に応じて戦略をローリングし、フォローアップすることとしています。今後も、国の成長戦略とベクトルを合わせ、スピード感を持って地域の成長戦略を実行していきます。

日本時間の9月8日にアルゼンチン共和国のブエノスアイレスで開催された第125次国際オリンピック委員会総会において、2020年オリンピック・パラリンピック開催都市が東京に決定されました。決定の瞬間には、目頭が熱くなりました。猪瀬東京都知事、竹田東京2020オリンピック・パラリンピック招致委員会理事長、安倍首相をはじめ関係者の皆さんが一丸となって勝ち取った結果に、心から敬意と感謝を申し上げます。

2020年には、オリンピック、パラリンピックを目の前で見ることが出来ます。これは、私たち日本国民にとってこの上ない喜びです。特に、子どもたちやオリンピック、パラリンピックを目指す若きアスリートには大きな目標と励みになります。

今回は、7年後の日本の復興を約束しての決定となりました。必ず復興をやり遂げ、日本全体がニッポン・オリンピックの思いで参画していくことが必要です。

また、日本時間の9月9日にレスリングが2020年の東京オリンピックの実施競技として決定されました。オリンピックの金メダルを夢見ながらレスリングの練習に日々励んでいる子どもたちにとって、夢がつながった何よりの朗報であります。

東京オリンピック・パラリンピックの2年前の2018年には三重県を中心

にインターハイ、翌年の2021年には三重県で国民体育大会と全国障害者スポーツ大会が開催され、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催とともに、この4年間は、三重県のスポーツを推進し、地域経済が成長する大きなチャンスとなります。

三重県にとってまたとないこのチャンスを捉え、スポーツに関する取組を強化、加速し、スポーツを通じた地域づくり、人づくりにつなげていくことが必要です。また、第2の吉田沙保里選手を育成することにより、本県の選手がオリンピックや国体などで一層活躍し、県民の皆様がその姿に夢と感動、郷土の誇りを感じることで、地域の一体感の醸成も期待できます。

このようなスポーツの持つ力を県民全体で共有し、スポーツ推進の理念や取組指針を明らかにするため、議会をはじめ関係者の皆さんと協議しながら、平成26年度中にスポーツ推進条例（仮称）を制定したいと考えています。

条例の制定により、ジュニア世代をはじめとする競技スポーツ水準の向上や、地域スポーツ、障がい者スポーツの推進、スポーツを通じた地域の活性化などについて、県民の幅広い参画を得て取り組み、「県民力を結集したスポーツによる元気なみえづくり」を目指します。

さて、私は8月16日から25日まで、ブラジル連邦共和国サンパウロ州とアメリカ合衆国カリフォルニア州、ワシントン州を訪問してきました。

姉妹提携40周年及び三重県人移住100周年を迎えたサンパウロ州へは、山本議長をはじめ三重県議会、三重大学の関係者等と行政団を編成し、経済団、民間団とともに総勢66名のオール三重で訪問しました。

サンパウロ州政府への訪問では、ジェラルド・アルキミン州知事と2回にわたり会談を行い、姉妹提携40周年の節目において、これまでの友好交流から、産業連携や観光連携、環境問題克服をはじめとする経済交流への発展を図り、新たな時代にふさわしい相互互恵的な関係づくりを目指すこととなりました。それを具体化するため、特に、教育、環境、産業・商業、

観光の4分野について協力していくことに合意し、アルキミン州知事と私で共同宣言に署名しました。サンパウロ州は、環境保全と経済成長の両立に関心が高いため、三重県が有する公害を克服してきた経験やノウハウの蓄積を踏まえ、公益財団法人国際環境技術移転センター、I C E T Tにおける環境関係の研修や、県内企業の高度な環境対応技術がサンパウロ州の発展に貢献できると考えます。

また、他県に先駆けて三重のものづくりや観光、物産の魅力をPRし、現地との関係づくりをスタートしていくことで、日本の中で比較優位に立てるのではないかと考え、ブラジルでの足場固めを行うビジネスセミナーや意見交換交流会、各界の有力者を招聘して三重の観光や文化などの魅力をアピールする三重プロモーション、ブラジル人目線で観光PRを行う日系旅行会社等への忍者、F1、伊勢神宮を中心とした観光トップセールス、日本食レストランのスペースを借りて三重の食材や化粧品をPRする三重デイなどを実施し、様々な切り口から三重の魅力を売り込んできました。

今後は、特に、日系人約150万人を主な対象とした三重県産品の売り込み、主要国の中でタイ王国に次ぐ対前年比73.9%の高い伸び率を示した観光誘客、ブラジルの製造業が国際競争力を高めるために必要なイノベーションに対する貢献に取り組んでいきたいと考えています。

今回の訪問では、日系人を中心に多くの方々からビザの緩和について要望をいただきました。ブラジルは今後、来年のサッカーワールドカップ、2016年のリオデジャネイロオリンピックなど黄金の10年を迎えます。我が国とブラジルの交流を一層促進し、南米最大のブラジルマーケットの需要を取り込むことが、我が国経済全体や地域社会の発展、観光立国の推進などに寄与し、大きな効果をもたらすことから、2国間における査証免除協定締結の実現及びサッカーワールドカップをターゲットとした一般短期数次滞在査証交付の早期導入について、帰国早々の8月28日に岸田外務大臣に提案を行ったところです。今後、ブラジルとの関係が深い自治体の首長と連携して、国への働きかけをさらに強めていきたいと考えています。

アメリカでは、カリフォルニア州サンノゼやワシントン州シアトルに拠点を構えるグローバル企業を訪問し、経営幹部と意見交換を行うとともに、三重県産業の優位性等をPRすることで、ネットワークの強化と関連産業を含めた企業誘致や三重県とアメリカとの産業交流の促進を図りました。具体的には、世界的な半導体メーカー、インテルやフラッシュメモリー製品のトップメーカー、サンディスク、世界最大の民間航空機メーカー、ボーイングの本社や工場を訪れ、県内への新規立地や再投資を依頼しました。

また、シアトルで産業セミナーを開催し、三重県のPRや現地産業界とのネットワークの構築を図るとともに、在シアトル総領事公邸において、観光や物産も含めた三重プロモーションを開催し、現地の各界関係者に対して三重の多様な魅力を積極的に発信しました。

さらに、現地学術機関との連携促進という観点から、産業人材の育成等を通じて現地のものづくり産業を支えるサウスシアトル・コミュニティカレッジ、SSCCと三重大学地域戦略センター、RASCとの間で学術機関連携に係る覚書、MOUを締結するとともに、世界一の料理大学と言われるカリナリー・インスティテュート・オブ・アメリカ、CIAを訪問し、県立相可高等学校の生徒をはじめとする県内の学生が学ぶ機会の創出や食に関する交流について意見交換を行いました。

今後は、三重県が行っている高度部材に関する取組に高い関心を示されたワシントン州との間で、高度部材を核とした産業連携に関する協定の締結に向けた調整を進めるとともに、訪問企業、SSCCなどと密接なネットワークを築きながら、県内への企業立地や投資の促進、県内産業との連携を推進します。さらに、食に関しては、現地スーパーを活用した販路拡大やCIAとの連携による食の交流事業などにも積極的に取り組んでいきたいと考えています。

国際展開については、みえ産業振興戦略における海外展開戦略、国際戦略を踏まえ、海外展開を目指す県内企業の支援や海外市場の取り込みを進

めてきました。今回、こうした取組を一層推進するため、有識者による検討部会を開催するとともに、ブラジルとアメリカへの訪問も踏まえて、みえ国際展開に関する基本方針を策定しました。

今後、三重県の持つ多様な海外ネットワークやRASC、ICETT、高度部材イノベーションセンター、AMICなどファシリテーターとして活用可能な組織、産業集積、観光資源、食などのポテンシャルを最大限活用して、相手国・地域のニーズや特性に合わせて戦略的な国際展開を実施し、県内企業の海外展開やサービス産業などを含めた外資系企業の誘致、海外誘客の促進、インバウンドに取り組んでいきます。

9月28日に、東京日本橋に首都圏営業拠点、三重テラスをオープンします。県内事業者をはじめ多くの方々に首都圏での活動拠点として三重テラスを利用していただき、三重の力を結集してその魅力を発信し、オール三重で売り込む拠点を目指します。

オープニングイベントとして、9月21日から28日まで、首都圏及び県内の関係者やマスコミ関係者など約1100名を招待して内覧会やセレモニーを開催します。オープン当日のセレモニーでは、私が先頭に立ってセールスを行います。

また、他県との観光連携として、日本橋に拠点を有する島根県及び奈良県との取組を進めます。三重テラスのオープンに合わせ、にほんばし島根館と奈良まほろば館で三重テラスのPRパネルの展示等をしていただきます。伊勢神宮と出雲大社をはじめ、神話をテーマとした日本橋神話プロジェクトを実施します。

さらに、拠点開設に連動した三重県の情報発信の取組として、9月6日から8日まで、首都圏のショッピングセンターで三重県フェアを開催しました。品川の基幹店と周辺12店舗において、三重の魅力を積極的にPRしたところです。

オープン後は、市町、商工団体に加え、県内事業者や応援店舗などとも連携し、三重の旬、新たな商品開発、コアな三重ファンの拡大などを柱に、

三重の魅力を戦略的に情報発信していきます。

例えば、県内事業者の自慢の産品や県内各地域の旬の食材など、三重の産品、食を結集し、実際に買っていただく、食べていただくことを通して、三重の旬の魅力を大いに発信します。

また、みえ地域コミュニティ応援ファンドなどの仕組みを工夫し、三重テラスへの出品を目指した新商品開発を促進するとともに、県内事業者のチャレンジの場を多く提供し、首都圏を目指した新商品開発や販路の拡大につなげていきます。

さらに、三重の魅力をテーマにした講座やセミナーの開催により三重ファンの開拓につなげるとともに、三重の観光、食、文化、自然などにスポットを当てた多様なイベントや企画展、市町、商工団体、観光団体などが主催する地域の魅力を大いに発信していただくイベントの開催など、創意工夫ある事業展開を図り、三重の認知度向上へとつなげていきます。

なお、三重テラスオープン後の取組の詳細については、9月28日のオープニングセレモニーにおいて発表します。

神宮式年遷宮を迎える本年は、お白石持ち行事が大きな盛り上がりを見せるとともに、10月の遷御の儀に向けて伊勢神宮への参拝者が大幅に増加しています。8月末現在の伊勢神宮への参拝者数は約835万人で、年間の過去最高であった平成22年8月末時点の約661万人よりも約174万人も多い結果となりました。

来年は、熊野古道世界遺産登録10周年を迎え、東紀州地域への来訪者の増加も期待できます。このような流れをさらに加速していくためには、首都圏での情報流通を増やすことが大変重要となってきます。来訪者の増加を一過性に終わらせることなく、地域経済の発展に結びつけていきたいと考えています。

少子化対策は、国をはじめ関係者挙げて取り組まなければならない国民的な課題です。

国は、6月7日の少子化社会対策会議で少子化危機突破のための緊急対

策を決定し、6月14日に閣議決定された経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる骨太の方針の中でも、同対策を着実に実行することを盛り込んだところでは。

こうした国の動きに合わせ、7月の全国知事会では少子化対策について熱心な議論が行われ、三重県が提案してきた少子化危機突破基金の創設が全国知事会の総意として、次世代育成支援施策の充実に関する提言の1丁目1番地として盛り込まれました。7月の子育て同盟サミット in とっとり及び自立と分散で日本を変えるふるさと知事ネットワークの知事会合においても、少子化危機突破基金の創設をはじめとする少子化対策について国に提言することで合意しました。いずれも、8月に国に対し提言を行ったところでは。

また、8月6日に社会保障制度改革国民会議が取りまとめた最終報告では、「子ども・子育て支援新制度に向けた財源確保の重要性は言うまでもなく、少子化対策について、子ども・子育て支援新制度の施行状況を踏まえつつ、幅広い観点から更に財源確保と取組強化について検討するべき」との記述がなされ、消費税の引き上げによる財源だけでなく、さらなる財源確保の必要性が打ち出されました。

国は、少子化危機突破のための緊急対策を着実に実施することなどを目的として、少子化危機突破タスクフォース（第2期）を8月29日に立ち上げたところであり、私も委員に再任されましたので、今後、これを含めた様々な機会を捉えて、少子化危機突破基金の創設をはじめとするさらなる財源確保等について、国に対する働きかけを強めていきたいと考えています。

少子化対策について、本県では、地方目線でライフステージごとのきめ細かな対策を展開し、国、市町等と県民が一体となって取り組むため、7月2日に私を本部長とする三重県少子化対策総合推進本部を設置しました。現在、思春期から結婚、妊娠、出産、子育てのライフステージごとに、働き方も含めた課題と今後重点的に取り組むべき対策について検討を進めて

おり、先般の秋の政策協議でも、平成26年度の重点化施策として、少子化対策に資する施策に集中して取り組むことを確認したところです。今後、国に対する働きかけや市町との連携も進めながら、地方目線での少子化対策を進めていきたいと考えています。

私が知事就任以来、一貫して訴え続け、また、南海トラフ地震による超広域災害への備えを強力に進める9県知事会議においても国に対して制定を求めてきた南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法案が6月に国会へ提出され、継続審議となっています。現在、同法の早期成立や新たな被害想定に基づく地震対策大綱等の早期策定、予算確保及び財政支援措置の充実等について引き続き提言活動を行っているところです。特に、1分でも1秒でも早く避難するためには、地震・津波観測体制の充実強化が極めて重要になりますので、必要な対策を国に対し強く要請してまいります。

防災の日である9月1日には、南海トラフ巨大地震の襲来により陸路が断絶され、紀南地域が孤立するという想定のもと、三重県、熊野市、御浜町及び紀宝町の合同で総合防災訓練を実施しました。今回の訓練は、広範な紀南地域全域を対象とし、住民参加による避難訓練や避難所運営訓練、紀南医師会、紀南病院等と連携した災害時の医療対応訓練、海上自衛隊、海上保安庁等と連携した海上からの救助・搬送訓練等を主眼に実践的な訓練を目指しました。

訓練でできないことは、災害時には絶対にできません。当日は、突然雨や雷に見舞われる不安定な天候となったため、参加者には臨機応変の対応が求められ、そのことがかえって実際の災害対応につながる貴重な訓練になったと思います。また、避難所運営訓練では参加者から活発に意見が出され、医療対応訓練では、負傷者等の治療の優先順位を判断するトリアージ訓練にも地域住民の皆さんが参加されるなど、参加者の意識の高さが感じられる訓練となりました。

さらに、今回は初の試みとして、訓練の様子をテレビで生中継すること

とし、県民の皆様に家庭にしながら訓練を体感していただくとともに、改めて防災、減災について考えていただく機会を提供することで意識の啓発にも努めたところです。

今後、防災訓練や防災教育の取組を一層推進し、市町など関係機関と連携した防災体制の強化を図るとともに、日常の中で防災を捉える、いわゆる防災の日常化に向け、県民の皆様の意識を高め、地域防災力の向上に結びつけていきます。

我が国に未曾有の国難をもたらした東日本大震災の発生から2年半が経過しました。震災からの復興支援として、三重県では、被災地への職員派遣や被災者への県営住宅等の提供などに取り組んできましたが、被災地の状況が変化し、被災者のニーズも多様化していることから、支援から交流への視点で、ともに学び、成長し合える交流へ進化させていく必要があります。

8月には、東日本大震災の被災地を含めた県外の生徒等との交流を通じた、防災教育の三つの取組を実施しました。一つ目は、県立3高校の高校生及び教職員25名が岩手県を訪問し、久慈市でのふるさと体験学習や山田町でのボランティア活動に参加しました。二つ目は、平成24年度に宮城県の中学生を招いて実施した子ども防災サミット in みえに引き続き、県内の5市町9校から中学生及び教職員34名が宮城県を訪問し、フィールドワークや仮設住宅訪問などにより、中学生や被災者と交流を深めました。三つ目は、昨年度に引き続き宮城県で開催されたハイスクールサミット in 東北に三重県の高校生2名を派遣しました。

被災地を訪問した中高生からは、災害の大きさに驚き、同じような災害が三重県でも起こる不安と恐怖を感じたので、被災地で見聞きした災害に対する地域のきずなの重要性、防災の必要性を繰り返し伝えていきたいとの報告を受けました。私からは、村井宮城県知事からの、最もしてほしいことは忘れないことという言葉を生徒の皆さんに紹介し、震災のことを忘れないように、現地を見てきた皆さんが語り継いでほしいとお願いしました。

死者2名、行方不明者1名、建物の全半壊1158棟という甚大な被害を県内にもたらした紀伊半島大水害から2年が経過しました。これまで、被災された方々の生活再建の支援、被災施設の復旧、関係市町への職員派遣など、復旧、復興に向けた取組を懸命に進めてきました。今後とも、平成26年度中に全ての復旧工事が完成するよう進行管理を行うとともに、地域で暮らす皆さんが復旧、復興を実感し、安全・安心に暮らせるよう取組を進めていきます。

紀伊半島のミッシングリンクの解消に向け、紀宝バイパスが6月に全線供用しました。また、熊野尾鷲道路の三木里から熊野大泊間が9月29日に供用開始することが決定されました。既に開通している尾鷲南から三木里間とあわせ、尾鷲南から熊野大泊間の所要時間が国道42号を走行した場合と比べて約20分間短縮することが見込まれ、地域相互間の交流、連携の促進とともに、大規模災害時などの代替ルートとしての役割が期待できます。

さらに、観光シーズン等における伊勢志摩地域の慢性的な交通混雑を緩和し、巨大地震や災害時の避難道路、緊急輸送道路として活用するため、式年遷宮までの供用を目標に整備を進めてきた第二伊勢道路が9月14日に供用開始されます。

大規模地震・津波や台風、集中豪雨等の自然災害の脅威に対して、地域の安全・安心を支えるとともに、産業集積地域における幹線道路等の交通渋滞を解消し、式年遷宮等を契機に増加が見込まれる来訪者に対応するなど、集積する産業や魅力ある観光など地域の今ある力を生かした三重づくりを支えるため、今後も幹線道路網の整備を進めていきます。

国土交通省の平成26年度予算概算要求において、地震、津波や豪雨時に広域交通に影響を及ぼすおそれがある区間について、代替性確保のための高規格幹線道路等の整備推進が新しい日本のための優先課題推進枠として要望されていることから、今後、未事業化区間の早期事業化に向けた予算の確保等を国へ強く働きかけていきます。

平成26年度は、みえ県民力ビジョン・行動計画の3年目を迎え、選択・

集中プログラムをはじめ、県政の諸課題の解決に向け、重要な1年になります。私と全部局長等が一堂に会して実施した秋の政策協議では、平成26年度の県政を推進するに当たっての基本方針である平成26年度三重県経営方針の策定につなげるための検討を行いました。

秋の政策協議では、選択・集中プログラムに係る平成25年度上半期の取組の進捗状況及び平成26年度に向けた取組方向の確認を行いました。また、予算要求段階からのめり張りをつけるため、重点化施策を選定することとし、少子化対策を重点テーマに協議を行うとともに、社会情勢の変化等に対応するため、平成26年度の県政を展開するに当たっての重要課題として、グローバル人材の育成や畜産業、水産業の成長産業化等について検討を行いました。これらの協議結果は、平成26年度三重県経営方針に反映させていく予定です。

平成26年度の経営方針（案）については、10月に説明させていただき、その後の議論や諸情勢の変化を踏まえて、最終案を平成26年定例会2月定例月会議において説明したいと考えています。

引き続き、上程されました補正予算2件、条例案4件、その他議案7件、合わせて13件の議案について、その概要を説明いたします。

議案第128号及び第129号の補正予算は、国からの交付金等を活用し、地域医療再生のための基金積み立て等や雇用の拡大を図るための産業支援のほか、低炭素なまちづくりを推進するための電気自動車の導入支援に要する経費等について補正を行うもので、各会計の補正額は、一般会計で14億2392万8000円、企業会計で396万4000円をそれぞれ増額するものです。

まず、一般会計についてその概要を説明いたします。

歳入としては、国庫支出金について、地域医療再生臨時特例交付金で11億9232万円、戦略産業雇用創造プロジェクト補助金で1億9010万8000円をそれぞれ追加し、合わせて13億8242万8000円を増額しています。また、基金繰入金について、地域医療再生臨時特例基金で2900万円、財政調整基金で1250万円をそれぞれ増額し、合わせて4150万円を増額しています。

歳出としては、災害医療対策や医師等確保対策等を推進するため、国からの交付金11億9232万円を地域医療再生臨時特例基金に積み立てるとともに、その基金を活用して、市町が実施する在宅医療提供体制の構築等に向けた取組を支援するため2300万円、医師確保に資する寄附講座を設置する取組を支援するため600万円、それぞれ計上しています。

また、国の補助金を活用して、地域の環境整備や中小企業の新分野展開、求職者の人材育成等の取組を支援し、雇用の拡大を図るため1億9010万8000円、電気自動車バスの導入に対し支援するため1250万円、それぞれ計上しています。

次に、企業会計について説明いたします。

病院事業会計について、福祉医療費助成金の不支給に係る補償をするため、396万4000円を計上しています。

以上で補正予算の説明を終わり、引き続き条例案等の諸議案について説明いたします。

議案第130号は、地方税法の規定により、地方税法第37条の2第1項第4号の寄附金を受け入れる特定非営利活動法人を指定するための基準等を定める条例を制定するものです。

議案第131号は、関係法律の一部改正に鑑み、流水占用料の徴収についての規定等を整備するものです。

議案第132号は、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に鑑み、指定小規模多機能型居宅介護事業所に関する特定についての規定等を整備するものです。

議案第133号は、関係法律の一部改正に伴い、県営住宅の入居の資格についての規定等を整理するものです。

議案第134号から第136号までは、工事請負契約を締結しようとするものです。

議案第137号は、財産を取得しようとするものです。

議案第138号は、県道の路線を廃止しようとするものです。

議案第139号は、損害賠償の額の決定をしようとするものです。

議案第140号は、三重県工業用水道事業会計の平成24年度の未処分利益剰余金について処分を行おうとするものです。

以上で諸議案の説明を終わり、次に、認定議案について説明いたします。

認定第1号から第4号までは、水道事業会計、工業用水道事業会計、電気事業会計及び病院事業会計の平成24年度決算について、それぞれ認定をお願いするものです。

なお、企業会計に係る平成24年度決算については、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

最後に、報告事項について説明いたします。

報告第46号から第64号までは、議会の委任による専決処分をいたしましたので、報告するものです。

報告第65号は、議会の議決すべき事件以外の契約等について、条例に基づき報告するものです。

報告第66号は、関係法律に基づき、企業会計の資金不足比率について報告するものです。

なお、企業会計の資金不足比率については、監査委員の審査を経ておりますことを申し添えます。

以上をもちまして提案の説明を終わります。

何とぞよろしく御審議いただきますようお願い申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で提出者の説明を終わります。

議 提 議 案 審 議

○議長（山本 勝） 日程第2、議提議案第9号三重県における補助金等の基本的な在り方等に関する条例の一部を改正する条例案を議題といたします。

お諮りいたします。本件は議事進行上、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、本件は、趣旨説明並びに質疑を省略し、直ちに採決することに決定いたしました。

採 決

○議長（山本 勝） これより採決に入ります。
議提議案第9号を起立により採決いたします。
本案を原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。
〔賛成者起立〕

○議長（山本 勝） 起立全員であります。よって、本案は原案のとおり可決されました。

常 任 委 員 長 報 告

○議長（山本 勝） 日程第3、常任委員会の調査事項に関する報告の件を議題といたします。

本件に関し、予算決算常任委員会から調査の経過について報告いたしたい旨の申し出がありますので、これを許します。貝増吉郎予算決算常任委員長。

〔貝増吉郎予算決算常任委員長登壇〕

○予算決算常任委員長（貝増吉郎） おはようございます。

予算決算常任委員会における平成25年版成果レポートに関する調査につきまして御報告申し上げます。

本委員会においては、予算編成が始まる以前の段階から前年度の政策評価の調査を行い、今後の県政運営につなげる提言を行っているところであります。

さて、平成25年版成果レポートにおいては、みえ県民力ビジョン・行動計画の政策体系における施策、選択・集中プログラム及び行政運営の取組ごとに評価結果を踏まえた進展度が示され、得られた成果と残された課題を検証するとともに、あわせて平成25年度の改善ポイントと取組方向、特に注力するポイントが示されました。

三重県議会としても、この成果レポートを今後の県政運営につなげるための検証ツールとして活用し、6月定例会議の各行政部門別常任委員会において、成果レポート（案）に関して、所管する施策、選択・集中プログラム及び行政運営の取組の調査を行い、さらに7月12日に予算決算常任委員会を開催し、各行政部門別常任委員会での意見を参考にして、予算決算の観点から総合的、総括的な調査を行いました。

これらの調査の中で出された意見や提言は、「『平成25年版成果レポート』に基づく今後の『県政運営』等に関する申入書」として取りまとめ、去る8月2日に副委員長と各行政部門別常任委員長とともに知事に対して申し入れを行いました。

内容としましては、各行政部門別の課題に対する意見をはじめ、首都圏営業拠点、三重テラスを活用した三重の魅力発信に積極的に取り組んでいただくよう要望するとともに、財政運営においては、みえ県民力ビジョンを着実に推進するため、必要な財源の確保と持続可能で健全な県財政の確立に努められることを要望いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○議長（山本 勝） 以上で常任委員長の報告を終わります。

これをもって本日の日程は終了いたしました。

休 会

○議長（山本 勝） お諮りいたします。明14日から18日までは休会といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 勝） 御異議なしと認め、明14日から18日までは休会とすることに決定いたしました。

9月19日は定刻より、議案に関する質疑を行います。

散 会

○議長（山本 勝） 本日はこれをもって散会いたします。
午前10時42分散会